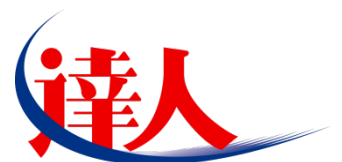


消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」は、応研株式会社の「大蔵大臣NXVer2」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール手順	5
パターン①「達人 Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
パターン①	
「大蔵大臣 NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	11
パターン②	
「大蔵大臣 NXVer2」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	12
5.操作手順	13
パターン①	
「大蔵大臣 NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	13
パターン②	
「大蔵大臣 NXVer2」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	18
6.連動対象項目	23
「大蔵大臣 NXVer2」から連動するデータ（連動元）	23
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	24
一般用	26
簡易課税用	33
7.アンインストール方法	38
8.著作権・免責等に関する注意事項	39

1.対応製品

「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」に対応するNTTデータの製品及び応研の製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
NTTデータ対応製品	消費税の達人（平成26年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（平成26年度以降用） Standard Edition
応研対応製品	大蔵大臣NXVer2
	大蔵大臣NXVer2Super
	大蔵大臣NXVer2 ERP

2.動作環境

「消費税の達人(平成26年度以降用) from大蔵大臣NXVer2」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の「応研対応製品」と同様です。また、インストールにはハードディスクの空き容量が20MB必要です。



注意

- 「消費税の達人(平成26年度以降用) from大蔵大臣NXVer2」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の「応研対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「消費税の達人(平成26年度以降用) from大蔵大臣NXVer2」の起動中に、「大蔵大臣NXVer2」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール手順

「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

パターン①

「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



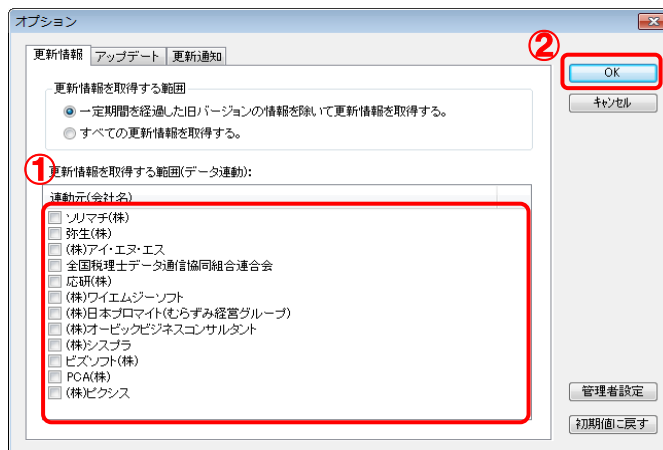
「アップデート」画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]にチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



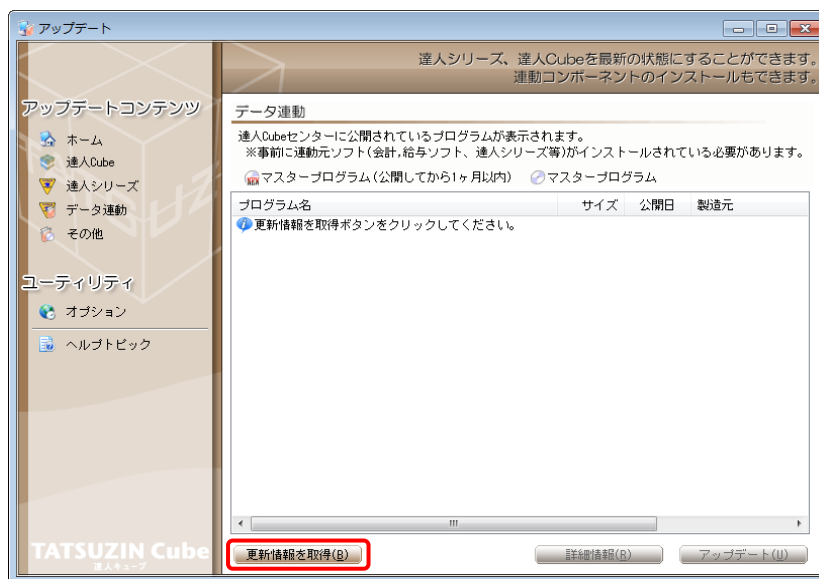
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



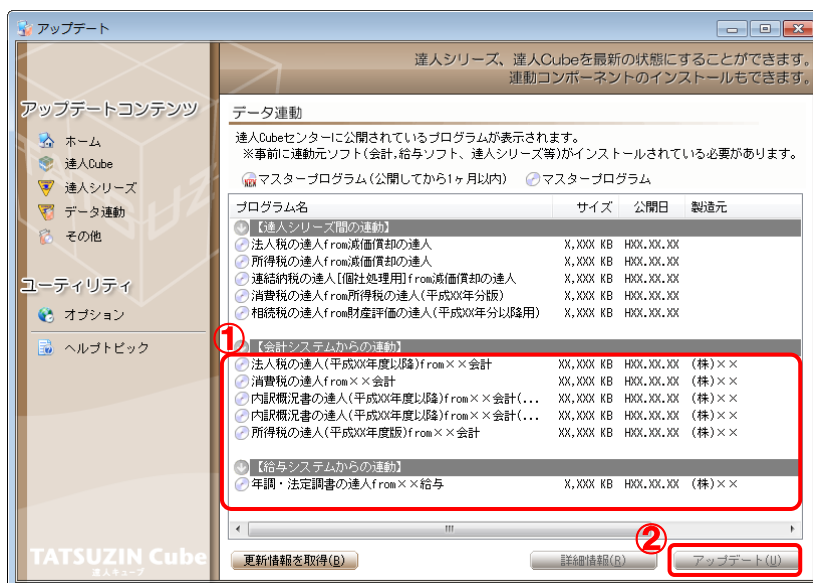
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



InstallShield ウィザードの画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[ユーザ情報] 画面が表示されます。

8. ユーザ情報を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。

インストール準備の画面が表示されます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」のインストールは終了です。

パターン②

「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトのページ
(<http://www.tatsuzin.info/rendousoft/>)を開きます。



2. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

3. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

[ファイルのダウンロード] 画面が表示されます。

4. [保存]ボタンをクリックします。

[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

5. [保存する場所]を指定して、[保存]ボタンをクリックします。

「保存する場所」に指定した場所にファイルがダウンロードされます。

6. 手順5.でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。

InstallShield ウィザードの画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[ユーザ情報] 画面が表示されます。

8. ユーザ情報を入力し、[次へ]ボタンをクリックします。

インストール準備の画面が表示されます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [InstallShield ウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」のインストールは終了です。

4.運用方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」は、「大蔵大臣NXVer2」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

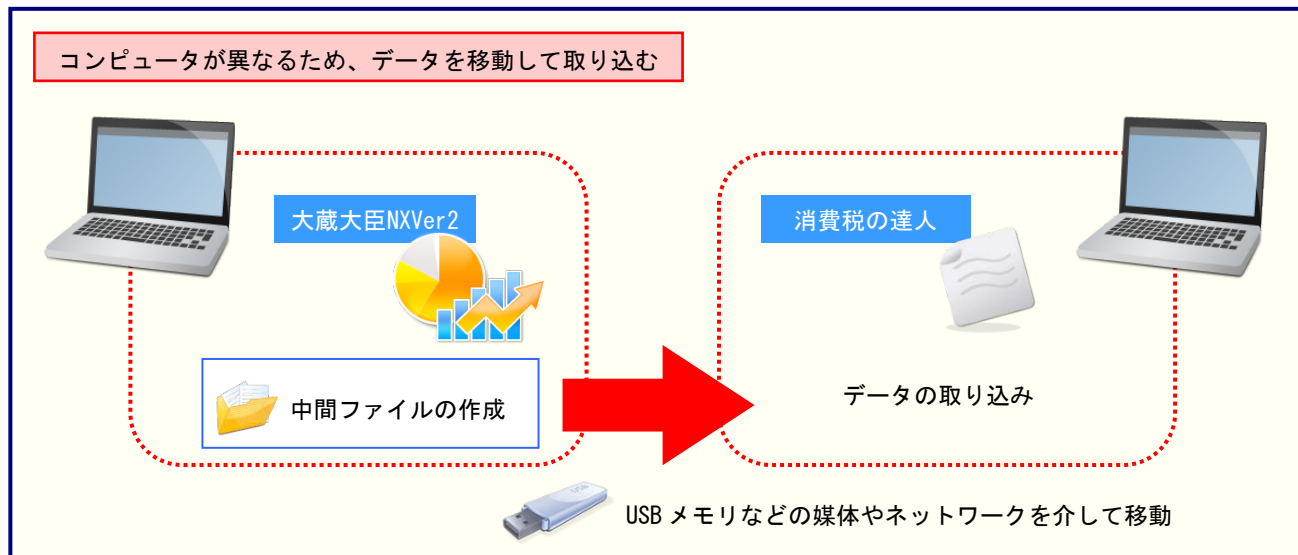
「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」で作成された中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



パターン②

「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「大蔵大臣NXVer2」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



5.操作手順

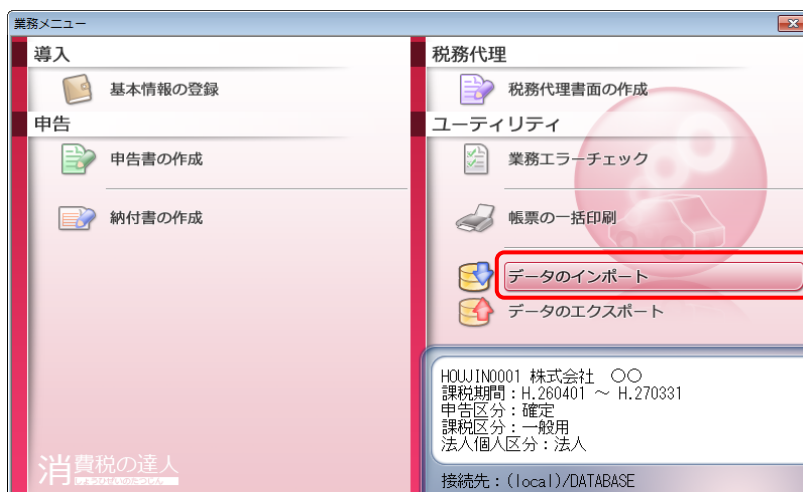
「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「6.連動対象項目」（P.23）を必ずお読みください。

操作手順は、「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

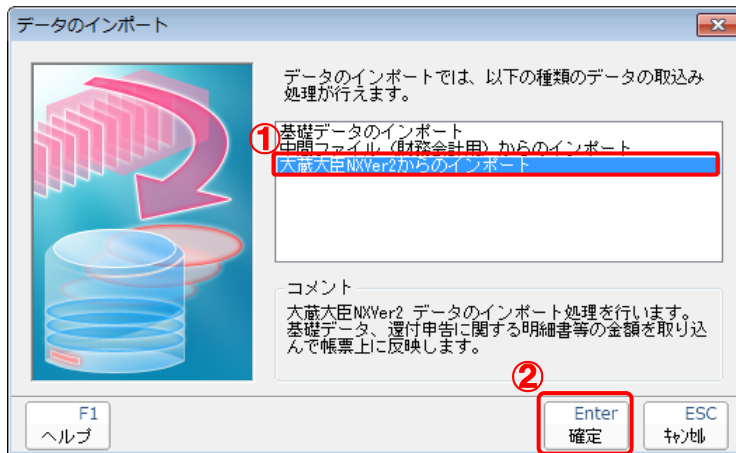
「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



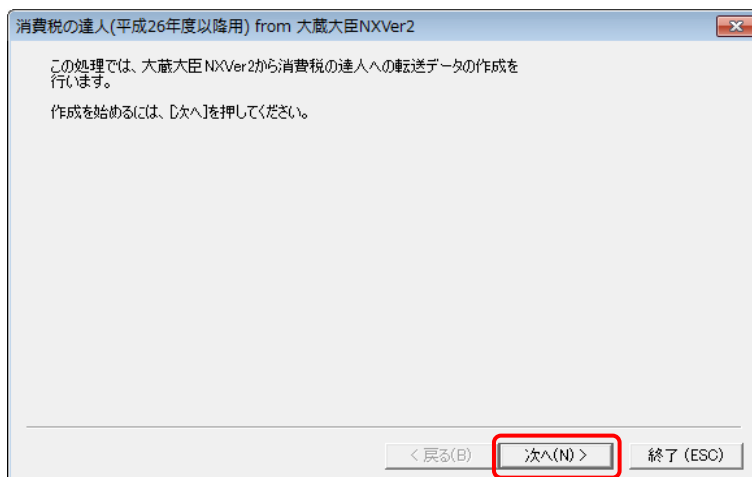
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [大蔵大臣NXVer2からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

4. 「消費税の達人」に取り込む「大蔵大臣NXVer2」のデータをクリックして選択し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

データ選択

OS (C:)

会社コード	会社名	本支社名	会計期	会計期間
1	株式会社	〇〇	1	平成26年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日

② OK キャンセル

集計期間の指定をする画面が表示されます。

5. 集計期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人(平成26年度以降用) from 大蔵大臣NXVer2

① 集計期間を指定して下さい。

2014/04/01 ~ 2015/03/31

☐ 仮決算伝票を集計する(T)

☒ 決算伝票を集計する(K)

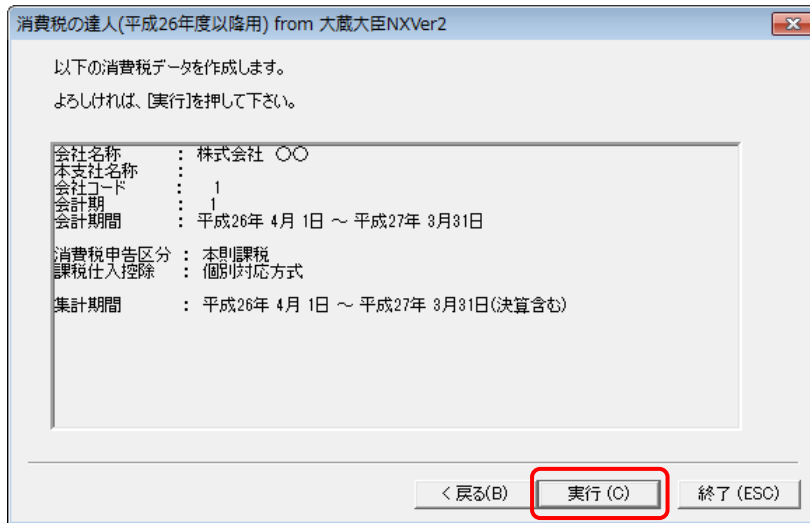
集計結果出力先・ファイル名を指定してください

C:\Users\tatsuzin\AppData\Local\Temp\Sy26TEMP2.XML 参照(S)

② < 戻る(B) 次へ(N) 終了(ESC)

確認画面が表示されます。

6. [実行]ボタンをクリックします。



消費税の達人(平成26年度以降用) from 大蔵大臣NXVer2

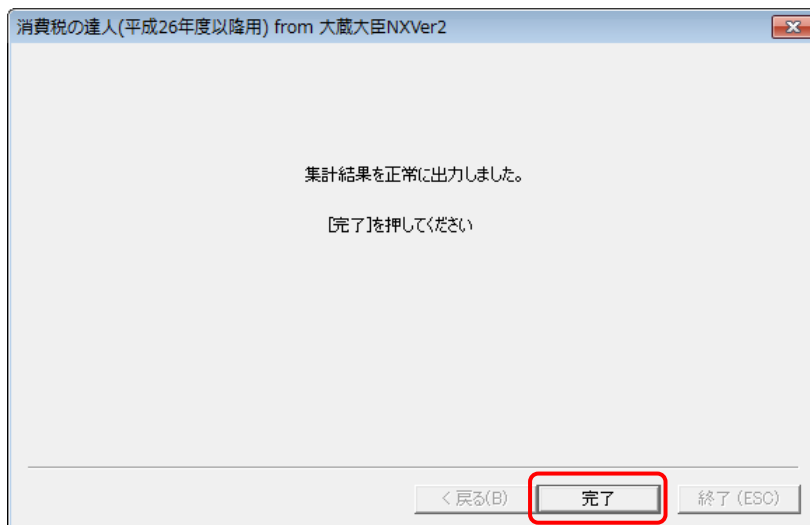
以下の消費税データを作成します。
よろしければ、[実行]を押して下さい。

会社名称	: 株式会社 ○○
本支社名称	: 1
会社コード	: 1
会計期間	: 平成26年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日
消費税申告区分	: 本則課税
課税仕入控除	: 個別対応方式
集計期間	: 平成26年 4月 1日 ~ 平成27年 3月31日(決算含む)

< 戻る(B) **実行 (C)** 終了 (ESC)

集計結果出力完了画面が表示されます。

7. [完了]ボタンをクリックします。



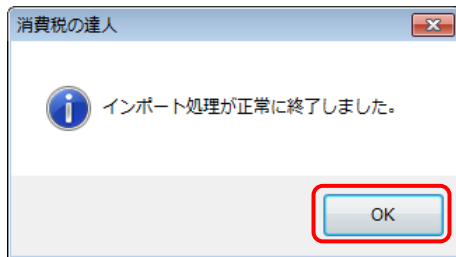
消費税の達人(平成26年度以降用) from 大蔵大臣NXVer2

集計結果を正常に出力しました。
[完了]を押してください

< 戻る(B) **完了** 終了 (ESC)

完了画面が表示されます。

8. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

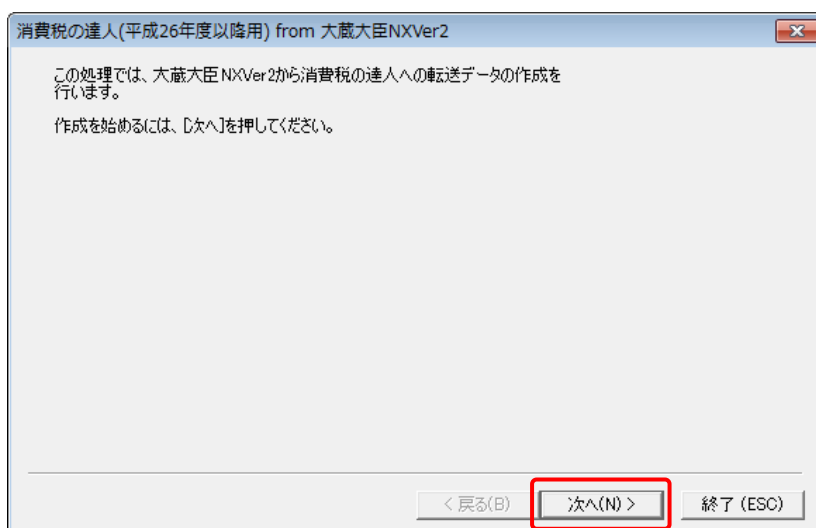
以上で、データの取り込みは終了です。

パターン②

「大蔵大臣NXVer2」と「消費税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

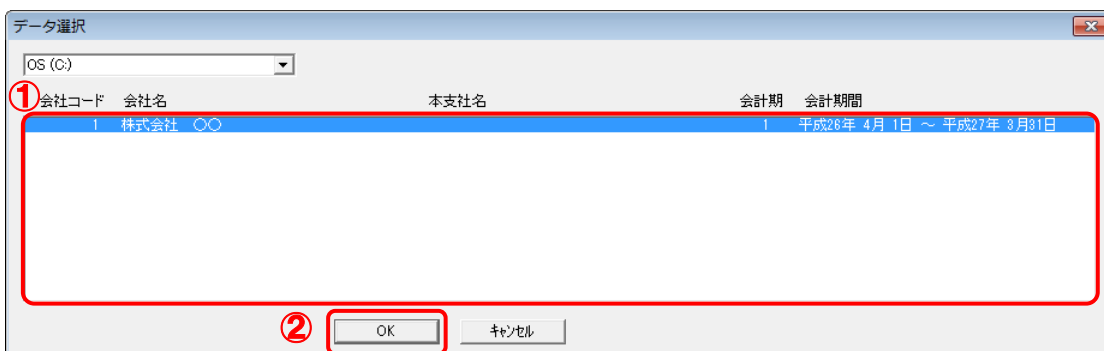
1. Windowsの[スタート]ボタン→[すべてのプログラム]→[達人シリーズ]→[連動コンポーネント]→「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」をクリックします。
[消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2] 画面が表示されます。
※Windows 8以降の場合は、アプリ画面に表示されている「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

3. 「消費税の達人」に取り込む「大蔵大臣NXVer2」のデータをクリックして選択し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



集計期間を指定する画面が表示されます。

4. 集計期間、及び作成するデータの出力先とファイル名を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

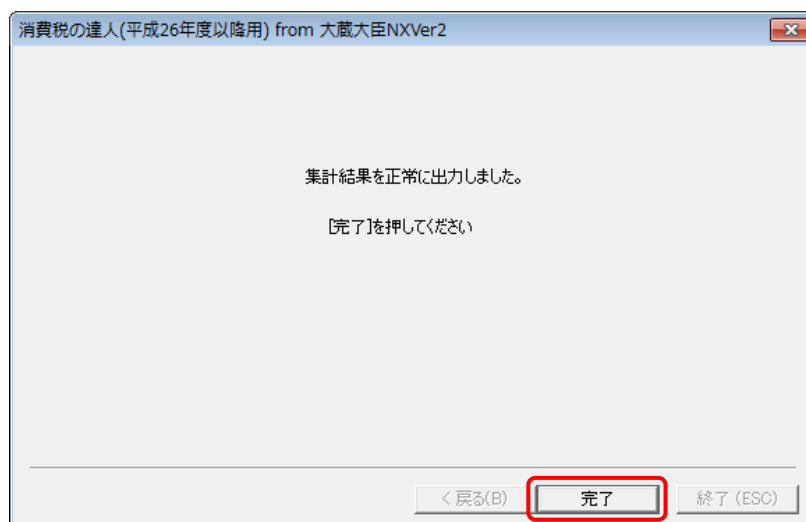
確認画面が表示されます。

※出力先とファイル名は「参照」ボタンをクリックして表示される画面から指定します。

5. [実行]ボタンをクリックします。

集計結果出力画面が表示されます。

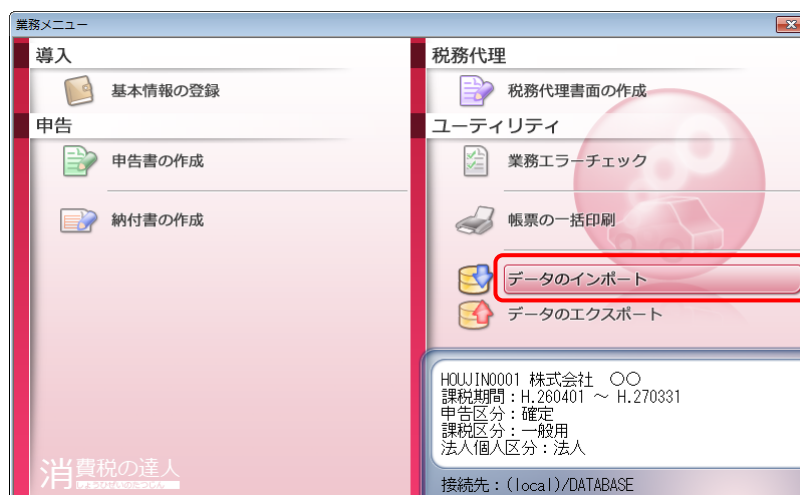
6. [完了]ボタンをクリックします。



手順4.で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

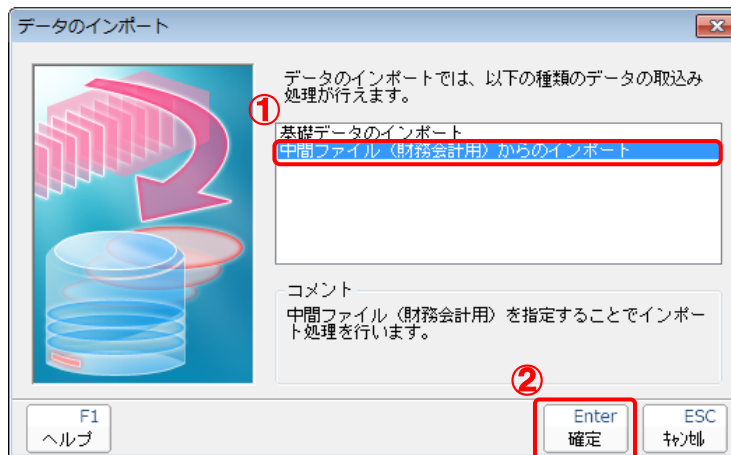
7. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

8. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



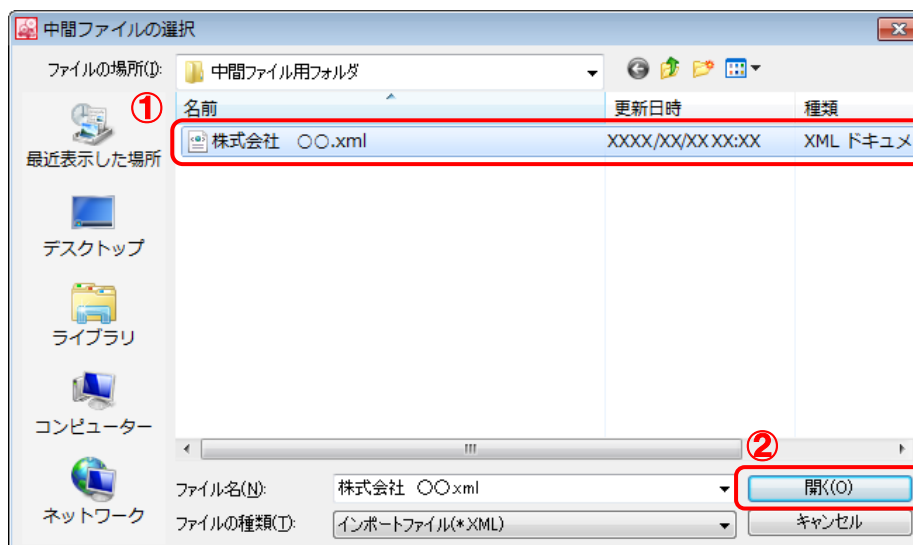
[データのインポート] 画面が表示されます。

9. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



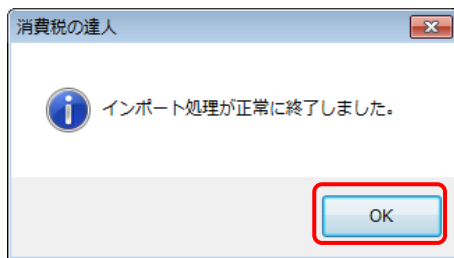
[データインポート] 画面が表示されます。

10. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



完了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは終了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」では、「大蔵大臣NXVer2」の消費税関連処理よりデータを取り込みます。

「大蔵大臣NXVer2」から連動するデータ(連動元)

「大蔵大臣NXVer2」からは「消費税関連処理」－「消費税申告書」のデータが連動されます。

大蔵大臣NXSuper - [株式会社] ○○ 3rd 1 第 1期 期日 H 26/ 4/ 1] - [メインメニュー]

メニュー: 伝票, 高速, 仕訳, 元帳, 繰上, 繰下, 試算, 決算, 平算, 宝通, 電卓, 情報, A&P, 閉じる

日常業務

- 11 伝票入力
- 12 伝票高速入力
- 13 元帳入力
- 14 振替伝票発行
- 15 仕訳日記帳
- 16 付箋一覧表
- 17 日計表
- 18 伝票予約
- 19 入出金明細照会

帳票出力

- 31 元帳帳票
- 32 試算表

登録業務

- 61 初期設定

繰越処理

- 71 年次繰越
- 81 特殊処理

消費税関連処理

- 11 課税売上割合計算書
- 12 消費税集計表
- 13 消費税申告書
- 14 消費税不明分リスト
- 15 消費税元帳
- 16 一括税抜処理
- 17 科目別税区分集計表
- 99 メニューに戻る

付属帳票

- 21 補助科目明細書
- 22 補助科目集計表
- 23 月次比較試算表
- 24 部門集計表
- 25 摘要集計表
- 26 残高推移表
- 27 資金繰実績表
- 28 未払いシフト
- 29 消費税関連処理

消費税申告書 本則課税用

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	1	348,087,000
消費税額	2	13,862,880
控除過大調整税額	3	
控除対象仕入税額	4	4,328,487
控除対象仕入に係る税額	5	
控除対象仕入に係る税額	6	
控除税額小計	7	4,328,487
控除不足還付税額	8	
差引税額	9	9,534,393
中間納付税額	10	
納付税額	11	9,534,393
中間納付還付税額	12	
繰上税額	13	
繰下税額	14	
課税資産の譲渡等の対価の額	15	348,087,359
割合	16	348,077,746

この申告書による地方消費税の税額の計算

課税標準となる消費税額	17	
差引税額	18	9,534,393
還付額	19	
納付額	20	2,408,500
中間納付還付額	21	
納付還付額	22	2,408,500
中間納付還付還付額	23	
繰上還付額	24	
繰下還付額	25	
消費税及び地方消費税の合計税額	26	12,042,700
消費税合計金額		
源泉消費税		17,459,387
徴収消費税		5,419,584

NUM 2014/5/15 木曜日

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動する内容は以下のとおりです。次ページ以降の各画面・帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

一般用

〔基礎データ〕画面

- ・売上(8%分)
- ・返還(8%分)
- ・貸倒(8%分)
- ・売上(5%分)
- ・返還(5%分)
- ・貸倒(5%分)
- ・売上(3%分)
- ・返還(3%分)
- ・貸倒(3%分)

〔消費税額の調整額〕画面

- ・8%分
- ・5%分
- ・3%分

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易課税用

〔基礎データ〕画面

- ・売上(8%分)
- ・返還(8%分)
- ・貸倒(8%分)
- ・売上(5%分)
- ・返還(5%分)
- ・貸倒(5%分)
- ・売上(3%分)
- ・返還(3%分)
- ・貸倒(3%分)



注意

- 「消費税の還付申告に関する明細書(法人用)」「消費税の還付申告に関する明細書(個人事業主用)」は、連動対象外です。
- [貸倒額][貸倒回収金額]は、「大蔵大臣 NXVer2」で伝票登録していた場合、[本体価格(税抜)]のデータを取り込みます。[仮受消費税]について「大蔵大臣 NXVer2」では 6.3%又は 4%の消費税金額として消費税額を入力・集計していますが、「消費税の達人」では 8%又は 5%での計算となっています。このため、消費税額を $8/6.3$ 又は $5/4$ を乗ずる形で変換し金額を取り込みます。この際、誤差が最小となるよう、端数切上げで処理しています。
- 「大蔵大臣 NXVer2」では、「〇〇に係る輸入返還」消費税区分で入力した金額を、〇〇に係る輸入仕入からマイナスして処理します。
- 「大蔵大臣 NXVer2」で消費税申告設定として、納税地等の情報などは取り込みません。

一般用

売上 (8%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

仕入 (8%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

貸倒 (8%分)

基礎データ (一般用)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

売上 (5%分)

基礎データ (一般用)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

仕入 (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(4%分)			
	非課税売上対応(4%分)			
	共通売上対応(4%分)			
	地方消費税分			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(4%分)			
	非課税売上対応(4%分)			
	共通売上対応(4%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F1 確定
ESC キャンセル

貸倒 (5%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+F1 確定
ESC キャンセル

売上 (3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

仕入 (3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分) 仕入(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 仕入(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 仕入(3%分) 貸倒(3%分)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

貸倒 (3%分)

基礎データ (一般用)

売上(8%分)仕入(8%分)貸倒(8%分)売上(5%分)仕入(5%分)貸倒(5%分)売上(3%分)仕入(3%分)貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

Ctrl+Enter

確定

ESC

キャンセル

ヘルプ

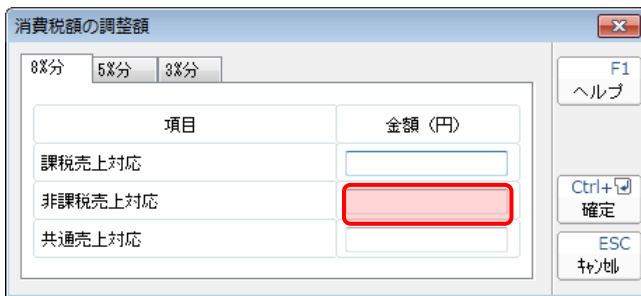
F9

印刷

〈注〉 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

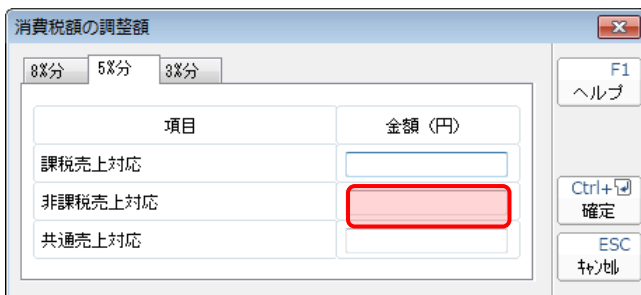
[消費税額の調整額] 画面は「付表 2- (2)」⑪の入力欄をダブルクリックすると表示されます。

8%分



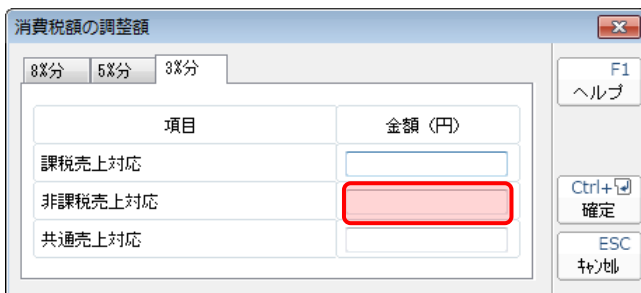
項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

5%分



項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

3%分



項目	金額 (円)
課税売上対応	
非課税売上対応	
共通売上対応	

第28-(5)号様式

付表2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
項	目					
	課税売上額(税抜き)	①	円	円	円	円
	免税売上額	②				
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※申告書の④欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
	非課税売上額	⑥				
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※申告書の⑦欄へ
	課税売上割合(④/⑦)					[%] ※税率 引除て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧				
	課税仕入れに係る消費税額	⑨	(⑤A欄×3/103)	(⑤B欄×4/105)	(⑤C欄×6.3/108)	
	課税貨物に係る消費税額	⑩				
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪				
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫				
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬				
課税5 税95 売億 売% 上円 上未 高超 割満 が又 合の はが 場 合	⑬のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭				
	⑬のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑭+⑮×④/⑦)	⑯				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑰				
控 除 の 税 額 整 整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲				
差 引	控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑰の金額)±⑯±⑰]がプラスの時	⑳	※付表1の④A欄へ	※付表1の④B欄へ	※付表1の④C欄へ	
	控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑰の金額)±⑯±⑰]がマイナスの時	㉑	※付表1の⑤A欄へ	※付表1の⑤B欄へ	※付表1の⑤C欄へ	
	貸倒回収に係る消費税額	㉒	※付表1の⑥A欄へ	※付表1の⑥B欄へ	※付表1の⑥C欄へ	

注意 金額の計算においては、1円未満の増数を切り捨てる。

簡易課税用

売上(8%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上(輸出入等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

返還(8%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

貸倒 (8%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+J 確定
ESC キャンセル

売上 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 計			
免税売上 (輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+J 確定
ESC キャンセル

📄 返還 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

📄 貸倒 (5%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

売上 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	事業区分「0」			
課税売上 計				
免税売上 (輸出入等)				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

返還 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)

売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)

項目		税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還	第1種事業			
	第2種事業			
	第3種事業			
	第4種事業			
	第5種事業			
	事業区分「0」			
課税売上に係る対価の返還 計				
免税売上に係る対価の返還				

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

貸倒 (3%分)

基礎データ (簡易課税用)			
売上(8%分) 返還(8%分) 貸倒(8%分) 売上(5%分) 返還(5%分) 貸倒(5%分) 売上(3%分) 返還(3%分) 貸倒(3%分)			
項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額			
貸倒回収金額			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定

自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
加算されます。
ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第5種事業に加算します。

自動加算

7.アンインストール方法

「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windowsの[スタート]ボタン-[コントロールパネル]をクリックします。**
[コントロールパネル]画面が表示されます。
※Windows 8以降の場合は、アプリ画面に表示されている「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」を右クリック-[アンインストール]をクリックし、手順3に進みます。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**
[プログラムのアンインストールまたは変更]画面が表示されます。
- 3. [消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2]をクリックして選択し、[アンインストールと変更]ボタンをクリックします。**
[ファイル削除の確認]画面が表示されます。
- 4. [OK]ボタンをクリックします。**
アンインストールが開始されます。
- 5. アンインストールの完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2」のアンインストールは終了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は応研株式会社に帰属するものとします。
- ・「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び応研株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・「消費税の達人（平成26年度以降用）from大蔵大臣NXVer2」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**消費税の達人(平成26年度以降用)from大蔵大臣NXVer2
運用ガイド**

平成26年5月16日初版
